

## 2019年2月定例県議会 討論

2019年3月20日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表して討論を行います。

一、知事提出議案について、以下の議案に反対の立場から討論を行います。

まず、議案第1号 2019年度一般会計予算についてです。

今月3月11日で大震災・原発事故から丸8年たちました。国が決めた復興期間10年は、あと残り2年となっていますが、わずか10年程度で県民の暮らしや生業が元に戻る状況にはないというのが、避難地域や県民の実感です。しかも、県も国に要望していた2021年3月末で廃止される復興庁の「後継組織」については、今月8日に設置方針が示されました。県は、安倍政権と一体に避難者への支援を打ち切る一方で、福島イノベーション・コースト構想を新年度はさらに加速させるとしています。

わが党の代表質問で宮川県議が明らかにしたように、安倍政権は、暮らしと平和を壊す消費税10%増税と憲法9条改悪、全国の原発の再稼働を次々と進めています。この安倍政権に言いなりでは、県民の命も暮らしも守れません。

安倍政権は、今年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。消費税増税は、そもそも所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性があります。2014年4月に消費税が8%に増税されて以降、景気は回復せず、消費の6割を占める個人消費も伸びていません。さらに、厚労省が組織ぐるみで毎月の勤労統計を改ざん・不正していたことが発覚し、実質賃金はマイナスになるなど、消費税率引き上げの根拠は破たんしています。景気対策としての複数税率やカードによるポイント還元も複雑で大混乱を招くものです。しかも、10月からの増税実施前には、すでに食品業界が横並びに値上げを発表しました。今からでも遅くはありません。消費税増税は中止すべきです。

また、安倍政権は、憲法9条に自衛隊を明記し、戦争する国づくりをねらい、新防衛計画大綱では今後5年間で27兆円を掲げ、アメリカの兵器を次々と爆買いしています。また、自衛隊の新規募集に市町村に名簿提出を求めています。自衛隊法でも自治体が応じる「義務」規定はないものです。安倍政権の下での憲法9条改悪は許されません。

原発事故への対応では、日立製作所会長・経団連の中西会長は、イギリスへの原発輸

出を断念しましたが、安倍政権の原発輸出計画もすべて破綻しているのに、国内の原発は「どんどん再稼働すべき」と発言しています。東電が「第二原発の廃炉」を正式に表明しない中で、廃炉の決断は東電まかせでなく国が全面に立って判断する以外にありません。また、東電は、ADRの和解仲介案さえ拒否し続け、その一方で東海第二原発再稼働の安全対策に1,900億円も出資することは県民感情からも許されません。

この安倍政権と一体で県政運営をすすめ、予算編成もこの立場から行っていますが、内堀県政2期目の当初予算編成は、復興を加速させるとして復興・創生分6,001億円を含め、1兆4,603億円の予算規模となりました。

この来年度予算には、これまでの県民要望を受けて実施する事業も多く含まれています。全国的に大きな衝撃が広がり、胸が痛む相次ぐ児童虐待死事件ですが、新年度予算には、県中児童相談所が一時保護所と一体に整備するための整備設計費等に約4,650万円が計上されました。私は県中の児童相談所が、民間テナントに入居していた当時から中央児相の分室扱いでなく独立した児童相談所の設置を求めてきましたが、2006年の泉崎村の虐待死事件を受けようやく独立しました。しかし、一時保護所は車で20分も離れた県の施設に間借りしている現状です。ようやく一体に整備されることを大いに歓迎するものです。なお、一時保護所は男女別、年齢や保護内容別の部屋を確保することや、児童福祉司の大幅な増員、虐待した親にも丁寧な研修プログラムを用意することなどが求められます。

さらに、中途失明者への歩行訓練士を県に配置し、住宅用太陽光発電の蓄電設備への補助、県立高校教室に続いて1年遅れとなるものの特別支援学校の教室にもエアコンが設置されます。さらに、聴覚支援学校と相馬支援学校の2校が改築されます。災害対応のための予算の拡充が求められていた河川整備費についても、国の2次補正を活用した2月補正予算と合わせると約193億円の予算が計上されたことも評価するものです。

しかし、新年度予算には、多くの問題点が含まれています。県は、原発避難者への住宅無償提供を次々と打ち切る一方で、福島イノベーション・コースト構想には今年度の約700億円をさらに約200億円も上回る913億円を計上しました。増額分は、主に復興拠点へのアクセス道路整備費です。公共事業の全体額が今年度比20.7%の増となり、これも主に、道路整備費が大幅に増額されているのが特徴です。

知事は、今議会冒頭の所信で、「避難指示が解除された地域において、復興・創生の進展を実感できた1年だった」と述べ、その一方で、「4万人を超える避難者、被災者

の生活再建、廃炉・汚染水対策、急激な人口減少への対応など、依然として本県に暗い影を落としている」と述べました。

県による避難者への住宅支援の打ち切りをはじめ、第二原発の廃炉や汚染水対策、ADRによる和解案を拒否する東電に対する県の対応が問題であり、被災者に寄り添う県の姿勢が一層求められていることを指摘するものです。知事は、昨年8月、大熊町と双葉町以外の帰還困難区域についても、住宅無償提供を来年2020年3月末で打ち切る方針を表明しました。今月末で打ち切られるのが南相馬市、川俣町、川内村及び帰還困難区域を除く、葛尾村、飯館村の避難者です。県外の県独自の2年間の家賃補助を受けていた約2千世帯の自主避難者も今月末で打ち切られますが、県は実態すらつかんでいません。国家公務員宿舎の入居者についても、100世帯のうち7割が行き先が決まっておらず、国に継続すら求めようとしていません。

もし、県独自の家賃補助制度を継続したとしても、年間約4億8千万円です。イノベ関連の各事業費に比べればわずかな予算です。「人間の復興」がなければ、真の復興とはいえません。

今年1月末の避難解除市町村の居住率は、平均約23%です。オリンピック開催前までに、仮設住宅を解体・撤去し、原発事故の避難者数を極力小さく見せようとする国の意向を受け、県は県民切り捨てを一緒にすすめています。災害関連死は、被災3県で最も多く2,271人、災害関連自殺者は103人にのぼっています。双葉郡8町村の児童生徒数は昨年4月時点で531人、平均8%程度です。今年4月から山木屋の小学校は休校となります。復興公営住宅の入居者も、また帰還した避難者も高齢者が多く、原発事故を受けた双葉地域は、超高齢化・超少子化が顕著になっているのです。

環境回復の面でも問題は山積しています。中間貯蔵施設への搬入は、帰還困難区域を除き2021年度までの完了をめざすとしていますが、県民の理解がえられない汚染土壌の再生利用方針は撤回すべきです。ここでも安倍政権としっかり対峙できる県政を求めます。

一方で、国と一体ですすめているのがイノベーション・コースト構想です。

南相馬市の工業団地に総額約156億円もかけて整備する福島ロボットテストフィールドは、来年度いっぱい構造物の整備が完了するとしています。その地元原町商工会議所が実施した2017年のアンケートで、「復興に役立つ」と答えたのはわずか3%でした。また、今議会で文教常任委員会が中小企業家同友会と県当局も参加して懇談しまし

たが、南相馬市の会員も全く同様の意見を述べています。

また、農林水産業分野も同じです。来年度は731億円を重点配分しますが、TPP11など国際競争力強化の名の下、10ヘクタールの大規模ほ場整備や大型の農業用機械導入、ICT農業など、震災後から今年度までで約463億円もの復興予算が投入されていますが、農業の再開は進んでいません。その一方で、小規模農家や既存の農家や後継者支援については、後景に追いやられています。さらに、被災地で大幅に頭数が増えたイノシシによる農業被害は、初動対策の遅れもあり、原発被災地から今や猪苗代町まで生息域が広がり、頭数が減っている実感はありません。今年4月1日からの第3期5カ年の県のイノシシ管理計画でも、県が推定している今年度生息数の約半分の年間25,000頭の捕獲で減少に転じるとしていますが、減少の見通しはありません。人員を確保し、予算の大幅な拡充を行うなど抜本的な対策を早期にとるべきです。

さらに、水素燃料電池車FCVなどの水素エネルギー普及拡大に約4億5,000万円を計上しました。しかし、世界の趨勢は電気自動車EVです。水素エネルギーは多額の費用がかかるため、国・県の補助なしでは普及が進みません。しかも、安全性、経済性、環境面も確立されたとはいえません。

県は、再生エネルギーでも課題があります。県内に導入した大半は、外国資本や日本の大手電力会社が発電する大規模な太陽光発電などです。県は、再生エネルギーのアクションプランを見直すとしていますが、県内でも導入が進む地域主導型、地産地消型の普及については、民間の努力があるものの、県の導入目標はありません。いわき市遠野地区では大規模な風力発電が次々と計画され、住民からは、土砂災害の危険や水源の枯渇、人体への影響などから計画の中止を求める要望が上がっています。こうした大規模な風力発電計画に、一定のルールが必要です。本県の復興ビジョンに立ち返り、自然エネルギーの宝庫である本県の地理的条件を十分に生かしつつ、地域主導型・環境共生型の再生可能エネルギーの普及を進めるべきです。

また、郡山市と福島市の中核市を中心に「広域連携中枢都市圏構想」がすすめられています。安倍政権がねらう道州制につなげようとするものです。県は、今行われている県の商業まちづくり条例の基本方針の見直しにあたり、この考え方を書き込みました。これは県がこれまで掲げてきた商業まちづくり条例の目的そのものを根底から覆すこととなります。この考えを盛り込んだ条例の基本方針の見直しは行うべきではありません。

さて、県民の医療・福祉・教育にこそ、大幅な予算と施策の拡充が求められます。東京電力福島第一原発事故がもたらした過酷事故は、県民のあたりまえの日常のくらしと生業を一変させました。長引く避難生活や放射能による影響などで心身の健康悪化も進んでいます。メタボは全国3位、心筋梗塞は男女とも1位です。健診費用の無料化、がん検診無料化も実施されていません。「全国に誇れる健康長寿の県」をめざし、その具体化に取り組むことが求められます。

教育行政においては、今年4月から県独自の学力テストが小4～中2を対象に約7,700万円もかけて実施します。英語や道徳の教科も始まるため、教職員と子どもたちをいっそう競争に追い立てることになります。また県立高校の統廃合計画が示され、同時に、県立学校を選別化しランク付けを行うことや、イノベ構想の人材づくりを含め、本県の教育行政が大きく歪められようとしています。教員多忙化を解消し、「人格の完成」を目指す教育をすすめるためにも、教育予算を大幅に増額し、正教員を大幅に増員することこそ、解決の大きなカギであることを指摘するものです。

県が掲げる「日本一子育てしやすい県」からみても、学校給食費の無料化に県が踏み出すべきです。約80億円の予算があればできます。すでに県内市町村の半数をこえ、さらに新年度からの実施を含めれば31市町村が全額無料または一部無料です。県がめざす子育て支援、人口減少・少子化対策にもつながることから真剣な検討を求めるものです。

次に、議案第4号 国民健康保険特別会計予算についてです。

高すぎる国保税の負担軽減は、県民の命と健康を守るために必要です。昨年4月から都道府県に移管され、来年度は1人あたり平均6,000円の引き上げが試算されています。国保の構造的な欠陥を解消するためには国に1兆円の国庫負担を求め、中小企業の協会けんぽ並みに引き下げること。子どもが多いほど負担が重くなる子どもの均等割りを廃止し、県民と市町村を支援すべきです。

議案第10号 港湾整備事業特別会計予算についてです。

この予算には小名港東港の整備予算が計上されています。一般会計にも計上されているのと合わせると来年度は県負担分は約127億円です。東港地区の整備もあと2年後の2020年度末までに完了するとしていますが、広野町と勿来に東電と常磐共同火発が

建設する石炭ガス化複合発電 IGCC で使用する石炭荷揚げのための港湾整備費です。地球温暖化対策の世界の取組みとは逆行するものであり反対です。

議案第 18～52 号、59～60 号、64～65 号についてです。

これは、今年 10 月からの消費税率 10%への消費税増税に伴う使用料・手数料条例の改定等です。消費税を前提とした新たな県民負担増となる公共料金の引き上げはやめるべきです。

議案第 24 号 土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例についてです。

これは、昨年 6 月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」にもとづく課税の特例を新設するものです。また、公共事業を進めるための土地収用手続きを、知事が収用委員会に代わり認定できる仕組みも導入されることなどから同意できません。

議案第 66 号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担についてです。

これは、郡山市など 4 町村の国営造成土地改良施設整備事業にかかる県の負担の一部を市町村にも負担させようとするものであり、賛成できません。

二、次に、議員提出議案について討論を行います。

新規請願第 205 号 10 月からの消費税 10%中止を求める意見書について及び同意見書議案 261 号については賛成。議案 260 号については消費税増税を前提としていることから反対です。

新規請願第 206 号「米軍基地負担に関する提言」の推進を求める意見書の提出について及び同意見書議案 262 号、263 号については賛成の立場から意見を述べます。

これは、昨年 7 月、全国知事会が沖縄県をはじめとする基地負担を「各自治体住民の生活に直結する重要な問題」と位置づけ、提言を全会一致で採択したことを重く受け止め、一層積極的に取り組み、実現を図るための意見書です。わが県の上空を飛ぶ米軍の 2 つの飛行ルートもあり、今年 1 月にもオスプレイの飛行が県内で目視されています。

よって、新規請願 206 号は採択、同意見書 262 号、263 号は可決すべきです。

新規請願第 207 号憲法 9 条の改定に反対する意見書の提出について及び新規意見書  
議案第 264 号、265 号については、知事提出議案で述べた同じ理由から、第 207 号は  
採択、第 263 号、第 265 号は可決するよう求めまして、討論を終わります。

以上